

道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等の一部改正等について

1. 背景

セグウェイなどの「搭乗型移動支援ロボット」については、高齢社会の進展への対応や地球温暖化対策の推進等に資することなどから、日常生活での近距離の移動手段として開発・普及への期待が高まっています。しかしながら、現行制度においては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車又は原動機付自転車の保安基準が適用され、これを満たさなければ、公道で運行の用に供することができません。

このため、つくば市等では、平成 23 年 6 月より、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）の特例制度を活用して、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、必要となる安全措置を講じた上で、道路運送車両の保安基準などの特例を設けることにより、公道実証実験事業が行われているところです。

つくば市等における 3 年間の事業の結果、本特例措置の実施による弊害は認められなかったことから、平成 27 年 3 月 26 日、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、つくば市等における搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に関する特例措置を全国へ展開すべきとの評価意見案が報告されました。

これを踏まえ、今般、つくば市等において行われている搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業を、同様の内容・要件にて全国展開が可能となるよう、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等について所要の改正等を行うこととします。

2. 改正概要

現在、構造改革特別区域法に基づき実現されている規制の特例措置について、全国規模で、これと同様の要件・内容の特例措置を講ずるため、関連する省令・告示・通達（以下「省令等」という。）について改正等を行います。また、構造改革特別区域法に基づく特例に関する省令等について廃止等を行います。

(1) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正

○第 67 条（基準の緩和）

自動車の基準の緩和の規定（第 55 条）を原動機付自転車（専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。）について準用することとします。

(2) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正

○第 54 条（制限の表示）

自動車の基準の緩和に伴い、その運行のため必要な保安上または公害防止上の制限を付されたものであることを示す標識の表示義務について、自動車（専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。）については、その対象から除くこととします。

- (3) 国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成 23 年国土交通省令第 14 号）の廃止
- (4) 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成 13 年国土交通省告示第 1664 号）の一部改正
専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した小型特殊自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次に掲げる構造上の要件を満足するもの（以下「歩道等移動専用自動車」という。）について、特殊な構造を有する自動車として指定します。
① 長さおおむね 150 センチメートル、幅おおむね 70 センチメートルを超えないこと。
② 最高速度が 10 キロメートル毎時以下であること。
③ 乗車定員が 1 人であること。
- (5) 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）の一部改正
○第 1 条
歩道等移動用自動車については、通常的小型特殊自動車についての基準の緩和に加え、かじ取装置、施錠装置、後部反射器、警音器、後写鏡等の基準についても緩和できることとします。
- (6) 国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 1479 号）の一部改正
○第 2 条～第 4 条
搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る規定を削ります。
- (7) 道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の制定
原動機付自転車については、接地圧、制動装置、前照灯、番号灯、後部反射器、警音器、後写鏡の基準についても緩和できることとします。
- (8) 国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 23 年国土交通省告示第 296 号）の廃止
- (9) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について」（依命通達）（平成 9 年 3 月 28 日付け自技第 35 号）の一部改正

歩道等移動用自動車の車体の形状及びその判断基準を規定します。

- (10) 「歩道等移動専用自動車等の基準緩和認定要領について」の発出
歩道等移動専用自動車及び原動機付自転車の基準緩和についての取扱いを規定します。
- (11) 「構造改革特別区域における「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 22 日付け国自技第 267 号）の廃止

3. スケジュール

公布：平成 27 年 7 月 10 日

施行：公布の日